上87　　B26159001-02

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和8年10月5日

依頼者名	白糠町長　棚野　孝夫　様				
分析試料名及び採取場所等	白糠系統 末端給水栓 浄水				
分析受付日	令和8年10月1日				
採取時刻	9:40	水温(℃)	16.9	残留塩素濃度(mg/L)	0.28

事業者：環境コンサルタント株式会社
〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所：本社事業部
水道法20条登録水質検査機関　登録番号209号
〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
TEL（0154）40-2331　FAX（0154）40-3754
水質検査部門管理者　久保下 誠

上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分析項目	分析結果	水道水質基準	定量下限値
1	一般細菌 (個/mL)	0	100	0
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと	－
39	塩化物イオン (mg/L)	8.8	200	0.2
47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	1.2	3	0.3
48	pH値	6.6(20℃)	5.8～8.6	－
49	味	異常なし	異常でないこと	－
50	臭気	異常なし	異常でないこと	－
51	色度 (度)	0.5未満	5	0.5
52	濁度 (度)	0.2未満	2	0.2

試料採取者	当社	採水者氏名	石野 光弘
分析方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考　分析結果に"～未満"と表されている数値は、定量下限値を表す。
検査期間：令和8年10月1日～令和8年10月5日

上87

B26159101-02

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和8年10月5日

依頼者名		白糠町長　棚野　孝夫　様			
分析試料名及び採取場所等		白糠系統和天別 末端給水栓 浄水			
分析受付日		令和8年10月1日			
採取時刻	9:20	水温(℃)	15.1	残留塩素濃度(mg/L)	0.43

事業者：環境コンサルタント株式会社
〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所：本社事業部
水道法20条登録水質検査機関　登録番号209号
〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
TEL（0154）40-2331　FAX（0154）40-3754
水質検査部門管理者　久保下 誠

上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分析項目		分析結果	水道水質基準	定量下限値
1	一般細菌	(個/mL)	0	100	0
2	大腸菌		検出せず	検出されないこと	－
39	塩化物イオン	(mg/L)	9.1	200	0.2
47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	(mg/L)	1.0	3	0.3
48	pH値		6.8(21℃)	5.8～8.6	－
49	味		異常なし	異常でないこと	－
50	臭気		異常なし	異常でないこと	－
51	色度	(度)	0.5未満	5	0.5
52	濁度	(度)	0.2未満	2	0.2

試料採取者	当社	採水者氏名	石野 光弘
分析方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考　分析結果に"～未満"と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和8年10月1日～令和8年10月5日

上87　　B26159201-02

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和8年10月5日

依頼者名		白糠町長　棚野　孝夫　様			
分析試料名及び採取場所等		庶路系統 役場庶路支所 浄水			
分析受付日		令和8年10月1日			
採取時刻	9:05	水温(℃)	17.7	残留塩素濃度(mg/L)	0.48

事業者：環境コンサルタント株式会社
〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所：本社事業部
水道法20条登録水質検査機関　登録番号209号
〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
TEL（0154）40-2331　FAX（0154）40-3754
水質検査部門管理者　久保下 誠

上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分析項目		分析結果	水道水質基準	定量下限値
1	一般細菌	(個/mL)	0	100	0
2	大腸菌		検出せず	検出されないこと	－
39	塩化物イオン	(mg/L)	8.8	200	0.2
47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	(mg/L)	1.1	3	0.3
48	pH値		6.8(21℃)	5.8～8.6	－
49	味		異常なし	異常でないこと	－
50	臭気		異常なし	異常でないこと	－
51	色度	(度)	0.5未満	5	0.5
52	濁度	(度)	0.2未満	2	0.2

試料採取者	当社	採水者氏名	石野 光弘
分析方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考　分析結果に"～未満"と表されている数値は、定量下限値を表す。
検査期間：令和8年10月1日～令和8年10月5日